## 「大台町議会基本条例」検証チェックシート (対象期間:令和2年度)

A:よくできている B:できている C:検討(努力)が必要 D:殆どできていない

条番号	条文(要旨)	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和2年度評価	
1	<b>目的</b> 議会及び議員としてのあり方や仕事を明文化することによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした「住みやすいまちづくり」の実現に寄与する				
2	<b>議会及び議員の使命</b> 二元代表制の充実と町民が主体の自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価(監視)における論点及び争点を 明確にし、地方自治の実現を図ることを使命とする				
3	議員の政治倫理				
3-2	議員のモラル、議員の政治倫理 については、条例で定める	大台町議会議員政治倫理条例(H25.6.10制定)	左記の条例を熟読し、見直 す必要はないか	А	
4	議会の活動原則				
4-1	公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会	<ul><li>政治倫理条例の遵守 (透明性)</li></ul>	政策提案に向け、町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会となっているか	В	
4-2	大台町議会会議規則の内容を継 続的に見直す	<ul><li>「出産のための欠席届けについて」を規定 (H27.9.11 改正)</li><li>委員外議員にも委員会開催通知の送付(H28.9から)</li></ul>	議会の活動原則を担保する 会議規則となっているか	В	
4-3	委員会活動の充実強化を図る	調査研究の継続 予算決算常任委員会の設置(R2.2.19)	一年を振り返って委員会活 動はどうであったか	В	
4-4	ホームページで会議の日時、議 案等の事前公表	<ul><li>議会運営委員会終了後にHPで公表(会期、会期及び審議の日程表、議案一覧、一般質問通告書)</li><li>R2.8.5開催の臨時会から議案概要もHPで公表</li></ul>	HPでの事前公表で何か追加 するものはないか	А	

条番号	条文(要旨)	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和2年度評価
4-5	傍聴者に議案資料等の提供	<ul><li>会期及び審議の日程表、議事日程表、議案一覧、 一般質問通告書を配付</li><li>議案書、議案関連資料、施政方針は閲覧に供して いる</li></ul>	傍聴者の視点で何か追加す るものはないか	А
4-6		休憩する際は、その都度、再開時刻を説明している (これまで紛糾や調査等のための休憩はない)	本会議、委員会、全員協議 会も含めて評価する	А
4-7	傍聴に関し必要な事項は、傍聴 規則で定める	大台町議会傍聴規則(H25.2.12全部改正) ・傍聴人受付簿に撮影、録音の申告欄を追加するよう改正(R2.12.7) ・第2条 (傍聴人の定員を変更できる旨を規定)及び第8条 (必要な事項は議長が定める委任規定)を追加(R2.12.7改正)	規則を見直す点はないか、 傍聴に関し、必要な事項が 定められているか	A
4-8	月に1回以上全員協議会を開 催。全員協議会に関し、必要な 事項は規程で定める	<ul> <li>・大台町議会全員協議会規程(H22.6.8制定、最終改正H27.4.1)</li> <li>・資料の原則事前配付(H29.3から)</li> <li>H27年度:13回 H28年度:16回</li> <li>H29年度:11回 H30年度:14回</li> <li>R元年度:15回 R2年度:16回</li> </ul>	月に1回以上開催できているか、左記の規程で見直す点はないか	А
4-9		議会報告会のあり方について協議し、令和2年度は 「町の移動手段について」と「特定空家」について 意見交換することとしたが、新型コロナウイルス感 染症拡大防止のため令和2年度は、議会報告会が開催 できなかった。	・基本条例を読み込んで検証しているか ・議会報告会で検証結果の 報告をしているか	В
5	議員の活動原則			
5-1	議員相互の自由な討議の推進	自由討議が必要な議題があれば、議会運営委員会に 諮り、本会議で行うこととする。(H28課題検討に おいて取り決め)	議員間討議の場の設定は問 題ないか	В
6	町民参加及び町民との連携			
6-1	町民への情報公開、説明責任	・情報公開については、HP、広報おおだい、窓口での議案書等の閲覧で実施 ・会議録検索システム、議会図書コーナーでの会議 録公開	情報公開がなされているか、説明責任は果たせているか	В

条番号	条文(要旨)	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和2年度評価
6-2	会議の公開	全ての会議は、原則公開している (傍聴者数) H27年度:本会議33、常任委員会1、全員協議会1 H28年度:本会議94、常任委員会2、全員協議会19、 議会運営委員会2 H29年度:本会議119、全員協議会7、議会運営委員会 1、連合審査会1、特別委員会9 H30年度:本会議45、全員協議会13、連合審査会3 R元年度:本会議44、全員協議会:3 R2年度:本会議31、常任委員会4、全員協議会12	会議は公開されているか、 町民の視点に立って、関心 を持たれ続ける運営ができ ているか	В
6-3	参考人制度、公聴会制度等の活 用	全員協議会、委員会では説明員として、第三セク ター職員を招集した	専門的、政策的識見を議会の討議に反映できたか	В
6-4	請願及び陳情の審議において提 案者の説明を聴く	(請願件数) 平成27年度:6件 平成28年度:4件 平成29年度:5件 平成30年度:4件 令和元年度:4件 令和元年度:4件	提案者の意見を聴く必要は なかったか	В
6-5	町民との意見交換の場を多様に 設け、政策提案の拡大を図る		意見交換の場を多様に設け られたか、政策提案の拡大 が図れたか	В
6-6	議案等に対する採決態度の公表	「広報おおだい」で賛否を公表	公表の仕方は十分か	В
6-7	議会報告会と意見聴取会を1年1 回以上開催	*参加人数 H27.4.18 (宮川)10、(大台)14 H28.7.3 (宮川)16、(大台)25 H29.4.23(宮川)11、(大台)22 H30.7.28-29 台風接近のため中止 H31.4.19 (宮川) 22 H31.4.20 (大台) 29 令和2年度は「町の移動手段について」と「特定空家」について意見交換する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した	1年1回以上開催したか	新型コロ ナウイル ス感染症 拡大防止 のため中 止

条番 号	条文(要旨)	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和2年度評価
7	町長等と議会及び議員の関係			
7-1	緊張関係を維持し、政策をめぐ る論点及び争点を明確にするこ とを常に意識して、町政にあた る		町政の課題となる政策等を めぐって、検討を加え、論 点を明確にして、判定及び 評価ができたか	В
7-3	町長等は討議の充実を図る観点 から、答弁内容を事前に示すよ う努める。また、二次以降の質 問は一問一答方式で行う	・H25.6(第2回定例会)から、答弁要旨を、質問の おおむね10分前に配付 ・二次以降の質問は一問一答方式で行われた	事前に答弁内容が示された か、二次以降の質問は一問 一答方式であったか	А
7-4	町長等は反問することができる (反問権)	・議論を深めるため、町長等に反問権を与えている ・反問権、反論権について、令和2年度の全員協議会 で3回にわたって協議し、基本条例の反問権の趣旨 は、質問及び質疑の内容を明確にするためであるこ とを確認し、基本条例の第7条の概要解説欄に明記 (R2.11.11) *会議規則第53条の2	反問権が正しい手順で行われているか、反問権、反論権について、協議を深める必要はないか	В
8	町長による政策形成過程等の説	明		
8-1	町長は政策等を提案するとき は、形成過程の資料を提出する よう努める	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請	現在提出されている資料で 十分か	В
	議会は前項の政策等の審議にあたっては、論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請	政策形成過程等で論点及び 争点を明らかにし、政策評 価を見据えた審議ができて いるか	С
9	予算及び決算における政策説明	資料の作成		
9-1		H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請	予算、決算の審議における 資料は適切か	В
9-2		H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請	決算審査における資料は適 切か	В
9-3	予算及び決算議案に対する質疑 は、原則通告制とする	予算決算常任委員会を設置し、審査の方法を変更したため、通告制を廃止(令和2年第1回定例会で条例改正)		

条番号	条文(要旨)	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和2年度評価
	<b>議決事件の拡大</b> 地方自治法第96条第2項の規定 による議決事件の拡大	・大台町総合計画基本構想及び基本計画の制定、変更又は廃止 ・定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止 ※大台町名誉町民条例で名誉町民の決定も議決事件 としている	議決すべき事件は左記でよ いか	В
11	議員定数及び議員報酬			
	議員定数及び報酬は、それぞれ 条例で定める	<ul> <li>・大台町議会議員の定数を定める条例(H20.6.22制定)</li> <li>H29.9.11 定数を11人に改定(H30.2.12施行)</li> <li>・大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(H18.1.10制定)</li> <li>H29.9.15 議員報酬の改訂(H30.2.12施行)</li> </ul>	条例で定められているか、 見直す点はないか	А
	改正にあたっては、参考人制 度、公聴会制度を活用する	実施なし	改正した場合、参考人制度、公聴会制度を活用したか	
12	政務活動費		_	
		大台町政務活動費の交付に関する条例(H25.10.25制定、最終改正H26.6.13) H27年度:13人293万円(465,973円返還) H28年度:13人300万円(772,367円返還) H29年度:13人249万円(879,596円返還)※4月~2月 11人4万円(16,782円返還)※3月のみH30年度:11人250万円(528,965円返還) R元年度:11人252万円(468,022円返還) R2年度:11人264万円(129,393円返還)(※特例分の返還1,320,000円) ※大台町議会議員の政務活動費の特例に関する条例(R2.6.15制定、R3.5.31失効)によりコロナウイルス感染症対策に充てるため政務活動費の1/2に相当する額を返還	条例に基づき交付されているか	A
12- 2		HP、広報おおだい(6月号)で公開し、窓口での閲覧に供している(前年度分を毎年6月1日に公開)	町民等から疑義を持たれな いよう適正に公開されてい るか	А

条番 号	条文(要旨)	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和2年度評価
13	議員研修の充実強化			
13-1	議会としての議員研修の実施	H27.11.24 「議案のペーパーレス化と情報共有」会議録研究所大阪営業所 H27.12.7 「質問力を高め 議会力に活かす」龍谷大学政策学部教授 土山希美枝 H28.6.10 「議員発議の(推進)条例の作り方」と「条例制定及び改正議案の審議のチェックポイント」第一法規㈱政策情報セッター H29.10.17 「議会及び議員活動の活性化について」三重県地方自治研究センター上席研究員高沖秀宣H30.3.12 「予算書の見方・予算の仕組み」勉強会H30.10.18 「地方議会・議員の役割と権限について」前全国都道府県議会議長会議事調査部長 鵜沼信二 R元.11.1 「住民に開かれた議会等」長野県飯綱町元議長 寺島渉 R2.1.22 「議会におけるデジタル活用」ソフトバンク岸野光祐*オンライン形式で実施	議員の資質向上が図られたか	В
14	<b>議長及び副議長志願者の所信表明</b> 所信表明の実施	R2年度実施なし H28.2.18 議長(3名) 副議長(1名) H30.2.19議長(2人) 副議長(1人) R2.2.19 議長(2人) 副議長(2人)	所信表明の機会を設けられ たか	
15	議会広報の充実			,
	町政に係る論点及び争点の情報 周知	広報おおだいで周知	議会独自の視点から周知できているか	В
	多様な広報手段を活用し、町政に関心を持つ議会広報活動	H23.3からHPでの議会インターネット録画配信(一般質問のみ)、会議録検索システム導入 H18からケーブルテレビによる一般質問録画放送 HP、広報おおだいでの議案等の報告	多様な手段を活用した、町 民が町政に関心を持つ広報 活動となっているか	В
16	<b>議会事務局の体制整備</b> 事務局の調査、法務機能の強化	書籍や研修により、向上を図った また、第一法規システムの活用を行っている	法務機能強化、法務機能の 活用、職員の併任等が考慮 されているか	В

条番号	条文(要旨)	これまでの実績	評価(検証) のポイント	令和2年度評価
17	公開	H27年度:購入2冊、貸出人数2人 H28年度:購入2冊、貸出人数3人 H29年度:購入6冊、貸出人数2人 H30年度:購入4冊、貸出人数2人 R元年度:購入2冊、貸出人数2人 R2年度:購入4冊、貸出人数3人 蔵書冊数(貸出用)67冊	議会図書室の充実がされているか、町民、職員の利用に供されているか	С
18	<b>最高規範性</b> この条例に違反する条例等を制 定してはならない	違反する条例等を制定していない	違反する条例等が制定され ていないか	А
19	見直し手続			
	必要に応じて、議会運営委員会 及び全員協議会で検討する	毎年、基本条例を検証する際に全員協議会で検討している R2年度は複数回行った	議運及び全協で検討されて いるか	А
	改善が必要な場合は、条例改正 を含め適切な措置を講ずる	第9条(質疑の通行制を廃止)、第19条(見直し時期 の改正)について条例改正(R2.3.18) R2年度は改正の必要がなかった	改善が必要な場合、適切な 措置がとられているか	
19- 3	で詳しく説明しなければならな	第9条、第19条の改正について、令和2年度第1回定 例会で議会運営委員長が提案説明を行った。 R2年度は改正なし	改正の際、理由及び背景を 詳しく説明したか	